

白石市ごみ収集日カレンダー (平成27年2月～平成27年5月分)

収集曜日が固定され、祝日も回収します。

☎生活環境課 ☎22-1314

平成27年 2月 ※ごみの分け方などの詳細は「ごみの分け方と出し方 平成23年度～」をご覧ください。							
地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
回収曜日	火	月	金	木	金	月	水
ペットボトル (第1曜日)	3日	2日	6日	5日	6日	2日	4日
びん類 (第2・第5曜日)	10日	9日	13日	12日	13日	9日	11日
缶 (第3・第5曜日)	17日	16日	20日	19日	20日	16日	18日
その他のプラスチック (第3曜日)	17日	16日	20日	19日	20日	16日	18日
もやせないごみ (第4曜日)	24日	23日	27日	26日	27日	23日	25日
紙類・容器包装 プラスチック	3・10・17・24	2・9・16・23	6・13・20・27	5・12・19・26	6・13・20・27	2・9・16・23	4・11・18・25
	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
もやせるごみ	3・6・10・13・17 20・24・27	2・5・9・12・16・19・23・26		2・4・5・9・11・12・16・18 19・23・25・26		3・4・6・10・11 13・17・18・20 24・25・27	

平成27年 3月 ※粗大ごみは集積所へ出せません。処理施設へ持ち込むか許可業者へ依頼してください(有料)。							
地区名 ごみ区分	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
収集曜日	火	月	金	木	金	月	水
ペットボトル (第1曜日)	3日	2日	6日	5日	6日	2日	4日
びん類 (第2・第5曜日)	10日 31日	9日 30日	13日	12日	13日	9日 30日	11日
缶 (第3・第5曜日)	17日 31日	16日 30日	20日	19日	20日	16日 30日	18日
その他のプラスチック (第3曜日)	17日	16日	20日	19日	20日	16日	18日
もやせないごみ (第4曜日)	24日	23日	27日	26日	27日	23日	25日
紙類・容器包装 プラスチック	3・10・17・24 31	2・9・16・23 30	6・13・20・27	5・12・19・26	6・13・20・27	2・9・16・23 30	4・11・18・25
	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
もやせるごみ	3・6・10・13・17 20・24・27・31	2・5・9・12・16・19・23・26・30		2・4・5・9・11・12・16・18 19・23・25・26・30		3・4・6・10・11 13・17・18・20 24・25・27・31	

※不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。

- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに収集所に出してください。
- 「もやせるごみ」と「もやせないごみ」の袋は、中身がどちらかわかるよう袋の表に印を付けて出してください。

※ごみ収集日カレンダーは、目立つところに張ってご利用ください。

平成27・28年度から

軽自動車税の税率が変わります！

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に1年分の税金が課税されます。税制改正に伴い、平成27・28年度から軽自動車税の税率が次のとおり変わります。

軽自動車等は普通自動車と違い、4月2日以降に廃車・名義変更手続きを行っても、月割りで課税・還付はありません。

平成27年度と
28年度から
変わります

軽自動車 (四輪以上・三輪のもの)

軽四輪車と軽三輪車は、「自動車検査証」(車検証)に記載されている「初度検査年月」により税率が異なります。お持ちの車検証をご確認ください。

平成27年度は①現行税率、②新税率のどちらかでの課税となります。②が適用される車両は、平成27年4月1日に登録があり、「自動車検査証」の初度検査年月が平成27年4月以降の車両のみです。

平成28年度からは、地球温暖化対策などを進める観点から、毎年4月1日現在で、最初の新規検査から13年を経過した車両について、税額が標準税率のおおむね20%重くなる、③重課税率が適用されます。

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車と被けん引車は除きます。

軽自動車 (四輪以上・三輪) 税率表

車 種		①現行税率	②新税率	③重課税率
軽三輪車		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪車	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円

平成28年度から
変わります

原動機付自転車・125cc以上の二輪車 (バイク)・小型特殊自動車等

原動機付自転車・125cc以上の二輪車 (バイク)・小型特殊自動車等の税率改正前後の対照表は次のとおりです (新規取得車両、既存車両、登録年月日を問いません)。

原動機付自転車・125cc以上の二輪車 (バイク)・小型特殊自動車等税率表

車 種		改正前 (現行税率) 平成27年度まで	改正後 (新税率) 平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪車 (250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪小型自動車 (250cc超)		4,000円	6,000円

現在使用していない車両を登録したままの場合や、名義人が死亡・転出している場合は、3月末までに廃車・名義変更の手続きを済ませてください。

※3月は車両の登録・廃車手続きなどで窓口が大変混雑します。できるだけ早い時期に手続きを済ませてください。

そのほか、ご不明な点などは各機関へお問い合わせください。

- 手続き・問い合わせ先 原付バイクや農耕用作業車など 市役所税務課 ☎22-1313
- 軽四輪・軽二輪など 宮城県軽自動車協会 ☎022-388-6033
- 二輪小型自動車 東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011